平成２７年（フ）第６８２号
宮城県塩竈市舟入２丁目７番５－404号　県営塩釜天満崎住宅５号
債務者　渡辺　敏行
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
群馬県みどり市大間々町浅原748番地
債務者　須永　由恵（旧姓**来**原）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第８２号
千葉県木更津市本郷１丁目５番13号
債務者　山田　　昭
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８５号
千葉県富津市千種新田427番地１
債務者　富澤　暁美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９１号
千葉県木更津市請西東２丁目16番地５、住民票上の住所千葉県木更津市江川632番地１
債務者　小川ます江
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２１５号
長野県松本市寿北６丁目２番６号
債務者　米山　美枝
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６１号
三重県津市大里窪田町1606番地30
債務者　岡田　　良
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９０号
大津市大将軍３丁目13番５号　ロイヤルハイツ新203
債務者　伊藤　智美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９４号
滋賀県野洲市小篠原2205－２　カーサヴェルデ野洲503号、住民票上の住所福岡県宮若市磯光377番地
債務者　小林　雅哉
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０９号
大津市千町１丁目18番２号　ファミール赤川７号
債務者　橋爪千恵子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１３号
滋賀県高島市新旭町熊野本１丁目７番地１　サープラスおおみ203号
債務者　北川　　慧
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１７号
滋賀県栗東市小柿５丁目20番８号
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８６号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ゼファー21　401号
債務者　**角**野　健二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７８７号
京都市西京区樫原芋峠15番地１　ゼファー21　401号
債務者　**角**野眞由美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
和歌山県御坊市島352番地　市営日高川ハイツにじ棟702号
債務者　東　　佑光
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第２１号
和歌山県御坊市島352番地　市営日高川ハイツにじ棟702号
債務者　東　　富美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１４８号
広島県福山市沖野上町３丁目９番30号　ホームズ沖野上103
債務者　仲井　二郎
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係